

平成27年8月21日



箱根町記者発表資料

箱根ロープウェイのメンテナンス許可について

箱根ロープウェイ（株）から索道設備の保守整備に関する安全計画書が提出され、安全計画書に記載されている事項を順守することで、一定の安全対策が図られていると認められたため、平成27年8月24日以降、索道施設のメンテナンスを許可するもの。

安全計画書の概要は、以下のとおりです。

- ・ 保守整備作業全般は、小規模噴火等が発生した場合の一次避難場所に指定された堅牢な駅舎建物内及び連絡通路で結ばれた隣接建物内での作業となっている。
- ・ 立ち入りは午前9時～11時までの2時間とし、原則として毎週月、水、金の週3回とする。
- ・ 作業員は、ヘルメット、ゴーグル、防塵マスク、ガスマスク等を携行するほか、作業に従事しない監視員を3名配置し、ガス検知器を携行する。
- ・ 天候不良時や大雨等の警報が発令されている場合、火山性ガス濃度がSO₂が2.5PPm、H₂Sが30PPm以上の場合は作業は行わない。
- ・ 耐熱ずきん等を携行し、頭部を熱害から守ります。
- ・ 事前準備として、監視員、作業員が安全計画書に基づいた避難行動が取れるよう、事前集合教育を実施する。
- ・ 毎月1回以上、大涌谷駅において避難訓練を実施し、問題点があれば改善する。

照会先

箱根町総務部総務防災課防災対策室 担当：小林
電話0460-85-9561
E-mail bousai@town.hakone.kanagawa.jp